PICK UP ONE

子どもを製品事故から守る
ー痛ましい事故の再発を防ぐためにー

前号「子どもの製品事故を防ぐ」では、子ども関連製品の安全基準の検査方法等について紹介しました。こうした安全基準は、実際に起こった事故と、それによる痛ましい被害をもとに、強化され、現在に至っているのです。だからこそ、製造や販売に携わる事業者は、責任を持って、必ず守らなくてはなりません。

しかし、最近、安全基準マークが偽装表示されるなど、子ども関連製品の安全・安心を守る基盤がおびやかされる事件も起こっています。いま一度、過去の事故を振り返り、安全基準の定められた背景と、その意義を考えます。

安全基準の背景には…

「消費生活用製品安全法」は、私たちが日常的に使う製品による人身事故の発生を防ぎ、消費者の安全を守るための法律です。なかでも、危害を及ぼすおそれの多い製品は「特定製品」に指定されています。さらに、そのなかでも第三者機関の適合検査を義務づけた「特別特定製品」の一つに、乳幼児用ベッドがあります。

「特別特定製品」は、必要な品質の確保が十分ではない製造者または輸入者が存在すると認められる、乳幼児用ベッド、携帯用レーザー応用装置、浴槽用温水循環器の3品目が指定されています。

乳幼児用ベッドの事例

「消費生活用製品安全法」に規定される「特別特定製品」である乳幼児用ベッドには、「経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令」により、安全性品質23項目について基準が定められており、第三者機関の適合検査により、この基準を満たしていると認定されたベッドには「PSCマーク」の表示が義務づけられています。

また、万一事故が発生した場合の損害賠償を目的に、財団法人製品安全協会では、安全性品質23項目に加えて、表示及び取扱説明書2項目の安全基準を規定し、これらを満たす製品には「SGマーク」を表示しています。

乳幼児用ベッドにはPSCマークが義務づけられている

こうした厳しい認定基準が定められた背景には、過去に起こった数々の痛ましい事故があります。

■乳幼児用ベッド

A 組子の間隔

1965年頃から、組子の間に乳児の首が挟まり、首吊り事故が発生。この事故をもとに、組子間及び組子と支柱間の間隔は、乳幼児の首が挟まらないよう、85㎜以下であることが定められた。

B 支柱上端部の形状

1975年以降、ベッドの支柱上端の突き出し部分に、乳児のケープや衣服のヒモが引っかかり、窒息事故が発生。これを受けて、支柱上端はヒモ等が引っかからない形状のものに、かつ、上桟から15㎜を超えて突き出していないことが定められた。

C 側面の構造

１９８５年６月、側面にネットを用いた乳幼児用ベッドで、側面ネットと床マットのすきまに生後６ヶ月の乳児が挟まり窒息。この事故を契機に、ベッドの側面は15㎝の高さまで堅固な素材であること、側面とすきまのないマットを使用すべき旨をベッド本体に表示することなど、安全基準が追加改定された。

D 枠部の耐荷重

１９７９年、妻枠の上桟と支柱とを固定接続していたダボ（木材と木材を接合する際に使用する棒状の補強材）が５㎜程度抜けたことによって、ベッドの前枠が広がり、床板受けのピンから床板がはずれて乳児が転落するという事故が起こった。ピン止めを行うなどダボの抜け防止対策を講じるとともに、事故の再発を防ぐため、耐荷重性能など、安全基準の改正に着手した。

安全基準だけでは防ぎきれない事故の発生

このように、事故が起こるたびに安全基準が強化されてきた一方で、それでも防ぎきれないケースもあります。安全基準をクリアした商品でも思わぬ事故が起こったり、もともと安全基準のない製品で商品自体の問題による事故が発生したり、子ども関連製品ではなく日常的に家庭で使用する製品で事故が発生したりして、多くの子どもたちが犠牲になっています。

乳母車の事例

２００９年11月、英国製乳母車の折りたたみ部分に子どもの指が挟まれ、ケガをする事故が30件以上起きていることがわかりました。

この乳母車は、「乳幼児の手足の届く範囲に５㎜以上13㎜未満の"すきま"がないこと（但し深さ５㎜未満のすきまは除く）」という国の安全基準を満たしていたにも関わらず、実際には事故が起きてしまったのです。

事故の再発防止を図るため、経済産業省では各輸入事業者に安全対策を進めるよう指導。輸入事業者は安全対策のカバー等を無償配布するとともに、使用者に広く周知しています。

樹脂製サンダルの事例

２００８年、樹脂製サンダルを履いた子どもがエスカレーターのすきまに足を挟まれ、足の指を骨折するなどの事故が相次いで発生。このサンダルは海外メーカーの商品で、素材にポリエチレンを主体としたやわらかい樹脂が用いられていました。製品評価技術基盤機構（ＮＩＴＥ）が実証試験を行った結果、長靴や運動靴と比べて滑りにくく、伸縮しやすいため、挟まれた足が抜けにくく、事故につながったことが明らかになりました。

経済産業省では、メーカーの本社所在地であるアメリカの米国消費者製品安全委員会を通して、サンダルの構造・材質等をエスカレーターに巻き込まれにくいものに改善するよう、また、エスカレーターの乗り降りに関する注意事項の表示を徹底するよう、求めました。

違法レーザーポインターで失明のおそれ

2009年、国の安全基準に適合していない輸入レーザーポインターがインターネットなどを通じて販売されていることが発覚。国の安全基準の25倍以上の強い光線を発することが判明し、輸入業者に逮捕状が出されました。

レーザーポインターは、子どもがおもちゃがわりに遊んでいて失明するなど、過去に重大な被害が発生したことを受け、2001年より、乳幼児用ベッドと同様「特別特定製品」に指定されています。

経済産業省では、該当商品の購入者に使用中止、回収のための協力を要請するとともに、PSCマーク付きの商品を購入・使用するよう呼びかけています。

また、事故を未然に防止するために、幼稚園や小学校、保護者などに、子どもがエスカレーターを乗り降りする際の注意喚起を呼びかけています。

掃除機の回転ブラシの事例

1988年以降、吸塵性を高めるため掃除機の吸い込み口に付けられた回転ブラシに乳幼児の指が吸い込まれ、大ケガをする事故が多発しました。国民生活センターでは、事故を起こした商品をテストした結果、ブラシの回転数は毎分約5000回転で、「幼児の指がブラシに触れれば、巻き込まれる危険性は高い」と判断。掃除機には「回転中は触れないで」「特にお子様にはご注意を」などの注意表示はあったものの、その危険性が消費者に十分認識されていなかったと考えられます。

国民生活センターでは、回転ブラシ式掃除機を使う際は、子どもがそばにいないことを確認して使用することなど、消費者に注意喚起を促しました。メーカー各社では、事故の再発を防ぐため、ブラシ部分を上げたり裏返したりすると、回転が停止するストッパー付きのものに改良し、販売されています。

消費者庁で「子どもを事故から守る！プロジェクト」を展開

消費者庁では、2009年12月より「子どもを事故から守る！プロジェクト」の取り組みを開始しました。消費者庁の機能を発揮し、子どもの事故を予防するための〝総点検〟として、さまざまな対策や措置が打ち出される予定です。これまで省庁間の〝すきま事案〟とされてきたこんにゃくゼリーの事案などに対しても、消費者の立場に立った積極的な取り組みが期待されます。

消費者安全法とは？

2009年9月1日の消費者庁発足と同時に、消費生活における被害を防止し、安全を確保することを主目的とした「消費者安全法」が施行されました。

主な内容

・消費者事故情報を消費者庁へ集約する
・各地方公共団体に消費生活センターを設置する
・消費者被害の防止措置を行う
（公表、事業者への勧告・命令、法執行、消費者保護のための各法規のすきま事案への対応を行う）

プロジェクトのテーマ例

①消費者庁のアクション
・遊具等による重大事故の原因や事後措置の調査と対応策の具体化
・これまでの重大事故の分析と対応策の検討（こんにゃくゼリーなど）
・原因究明・再発防止対策の迅速化
・独立した調査機関のあり方についての検討
・国際的な情報の共有や連携のあり方
・インターネット等を通じた保護者・子ども向けの注意喚起・情報提供の充実

②私の工夫・私たちの取り組み
・地域や団体が行うさまざまな取り組みを期待し、促していくための関係省庁や団体等との連携を図る
・事業者・事業者団体による製品・規格等の自主的な点検による改定・見直し　など

子どもたちを被害者にしないために

最近では、不正にSTマーク（日本玩具安全協会の安全基準合格品につけられるマーク）を使用しておもちゃを販売するなど、悪質な事件も発生。調査の結果、該当商品からは基準値を超える鉛や化学物質が検出され、安全性に問題があると判断されました。このケースでは、メーカーが自主回収を行い、大きな被害は起こりませんでしたが、こうした不正事件は、今後もないとは限りません。

「消費者安全法」では、消費者被害を防ぐための措置として、内閣総理大臣が事業者に対し、必要な措置をとるよう勧告や命令、商品の譲渡等を禁止・制限、商品の回収等を命令することができ、これに従わない場合には、懲役刑も含めた罰則規定が設けられています。これは、罰則を与えることが目的ではなく、事故による被害を防止し、子ども及び消費者すべての安全を確保するため、策定されたものです。

消費科学研究所では、さまざまな事故事例やお客様からの苦情事例をもとに、実際の使用状況を再現した実証実験により、その原因を究明し、品質改善のためにメーカーへ情報提供するとともに、小売業者には製品品質の良否、取り扱いの可否について助言しています。

これまで述べてきたように、国が定めた安全基準には大変重要な意味があります。しかし、それさえ守っていれば良いということではなく、さまざまな可能性を考慮して、事故を未然に防ぐための安全性確認を行うことが、当研究所に与えられた任務だと考えています。

また、子どもが使う製品だけではなく、子どもが近くにいることが想定される製品（家庭用製品全般）にまで範囲を拡大し、厳しい目で安全性を確認しています。

子どもたちが痛ましい事故の被害者にならないよう、今後も、当研究所の集積したデータや知識、技術を結集して、〝予防〟という観点から製品の安全性確保に取り組んでまいります。